

## 議案第 20 号

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を  
改正する規則の制定について

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則を次のように  
定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を  
改正する規則

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則（平成 13 年  
上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表備考 1 中「当該機関の長」の次に「（公民館長を除く。備考 2  
において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

上尾市立公民館の館長の職を変更することに伴い所要の改正を行うため、  
この案を提出する。